和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領

[沿革]平成15年 4月1日(制定)

平成17年 7月1日(一部改正)

平成19年 4月1日(一部改正)

平成25年 4月1日(一部改正)

平成25年 8月1日(一部改正)

平成26年 4月1日(一部改正)

(目的)

第1 本要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事の工事成績評定 の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に 関する技術推進の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

また、委託業務の成績評定の通知に関する事項を定めることにより、厳正かつ的確な 評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育 成に資することを目的とする。

(対象工事及び業務)

- 第2 評定点の通知の対象とする工事は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請 負工事について行うものとする。
- 2 評定点の通知の対象とする業務は、県土整備部及び農林水産部が委託する業務のうち、 和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)第2条に定める県工事に伴 う業務について行うものとする。

(評定の結果の通知)

第3 発注機関の長は、検査員から完成検査の評定の結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負人又は当該委託業務の受託者に対して、次の表に掲げる様式により 通知するものとする。

	工事	地質調査 測量作業	調査業務 計画業務	設計業務	現場技術業務			
工事完成検査結果	別記第1号							
通 知 書	様 式							
業務完了検査結果	リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
通 知 書								
成績評定結果	別記第3号	別記第4号	別記第5号	別記第6号	別記第7号			
通 知 書	様 式	様 式	様 式	様 式	様 式			

(評定の修正)

- 第4 発注機関の長は、第3の通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。
- 2 発注機関の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を通知するものとする。

(説明請求)

- 第5 第3及び第4の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により発注機関の長に評定点について、説明を求めることができる。
- 2 発注機関の長は、評定の通知を受けた者から評定についての説明を求められた場合には、延滞なく回答するものとする。

工事完成検査結果通知書

平成 年 月 日

契約の相手方

住所、商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事完成検査の結果は、下記のとおりです。

記

	1						
	平成	年度			第	号	
契約目的事項							地内
							工事
契約金額							円
契約年月日	平成	年	月	日			
完成期限	平成	年	月	日			
届出による完成日	平成	年	月	日			
検査年月日	平成	年	月	日			
検査結果	合	格		工事成績評定	≅点	点	

業務完了検査結果通知書

平成 年 月 日

契約の相手方

住所、商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務完了検査の結果は、下記のとおりです。

記

	平成	年度		9	有	号		
契約目的事項								地内
								業務
契約金額								円
契約年月日	平成	年	月	日				
完成期限	平成	年	月	日				
届出による完成日	平成	年	月	日				
検査年月日	平成	年	月	日				
検査結果	合	格		業務成績評別	它点		点	

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事成績評定結果通知書

貴社が受注した平成 年 第 号

工事について、和歌山県県土整備部工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知 します。

記

考査項目	細別	評定点/満点	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/	3.3点
1. 心工作的	Ⅱ. 配置技術者	/	4.1点
	I. 施工管理	/	13.0 点
 2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	/	8.1点
2. 他工1人次	Ⅲ. 安全対策	/	8.8点
	Ⅳ. 対外関係	/	3.7点
	I. 出来形	/	14.9 点
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	/	17.4 点
	Ⅲ. 出来映え	/	8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/	7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/	5.7点
0. 剧总工大(加点のの)	Ⅱ. 県産品、県認定リサイクル製品	/	5. / 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/	5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)			点
	評定点合計	/	100 点

※5. 創意工夫のうち、Ⅱ. 県産品、県認定リサイクル製品

(個別に評価した点数)

′ 4.13点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を 受けた日から起算して14日(「休日」を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。 疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先 及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

- 1. 送付先
- 2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

貴社が受注した平成 年 第 号 業務 について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知します。

記

== /= += D	部件の相上	業務評定				
評価項目	評価の視点	評定点	範囲			
声明壮作力	提案力、改善力		120	~	200	
専門技術力	業務執行技術力		80	~	396. 8	
	工程管理能力		40	~	120	
管理技術力	品質管理能力	120	~	200		
	迅速性、弾力性、調整能力		60	~	100	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性		20. 8	~	100	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		40	~	200	
	成果品の品質		140	~	700	
	숌 計					
	評定点の加重平均点					
	事故による減点		- 5 ~ 0			
瑕狐	R修補又は損害賠償による減点		-20~0			
	総合評定点					

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を 受けた日から起算して 1 4日(「休日」を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。 疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先 及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

- 1. 送付先
- 2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

貴社が受注した平成 年 第 号 業務 について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知します。

記

=7./平15 □	証件の祖上	業務評定					
評価項目 	評価の視点	評定点	範囲				
声明壮作力	提案力、改善力		120	~	200		
専門技術力	業務執行技術力		80	~	396.8		
	工程管理能力		40	~	120		
管理技術力	品質管理能力		120	~	200		
	迅速性、弾力性、調整能力		60	~	100		
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーションカ、協調性		20. 8	~	100		
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		40	~	200		
	成果品の品質		140	~	700		
	숌 計						
			- 5 ~	0			
瑕疵值			- 20 ~	0			

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を 受けた日から起算して 1 4日(「休日」を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。 疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先 及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

- 1. 送付先
- 2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

記

評価項目	評価の視点	業務評定				
計測現日	計画の代点	評定点	範囲			
	提案力、改善力		120	~	200	
声明壮作力	業務執行技術力		80	~	396.8	
専門技術力	施工時への配慮		20	~	100	
	コスト把握能力		20	~	100	
	工程管理能力		40	~	120	
管理技術力	品質管理能力		120	~	200	
	迅速性、弾力性、調整能力		60	~	100	
コミュニケーションカ	説明力、プレゼンテーション力、協調性		20. 8	~	100	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		40	~	200	
	成果品の品質		160	~	800	
	슴 計					
		-	5~	0		
瑕疵值		-	20~	0		
	総合評定点	-				

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を 受けた日から起算して 1 4日(「休日」を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。 疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先 及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

記

== /TT += ==	==/T o +B b	業務評定					
評価項目 	評価の視点	評定点	範囲				
	提案力、改善力		60	~	100		
専門技術力	業務執行技術力		80	~	387. 2		
	施工時への配慮		20	~	100		
答理 生徒 士	工程管理能力		40	~	120		
管理技術力 	業務内容		280	~	1000		
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		20	~	100		
	成果品の品質		20	~	100		
	숌 計						
	評定点の加重平均点						
	事故による減点		- 5 ~ 0				
瑕疵修	補又は損害賠償による減点			- 20~	~0		
	総合評定点						

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を 受けた日から起算して14日(「休日」を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。 疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先 及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

- 1. 送付先
- 2. 手続き等の問い合わせ先